

〔翻 訳〕

先住民族とコロナウイルス感染症：

先住民族の権利に関する国連特別報告者報告（A/HRC/48/54）

ホセ・フランシスコ・カリ・ツァイ（José Francisco Calí Tzay）

（角田 猛之 訳）

訳者まえがき

本稿は、先住民族の権利に関する人権理事会特別報告者（Special Rapporteur of the Human Rights Council on the rights of indigenous peoples）たるホセ・フランシスコ・カリ・ツァイ（José Francisco Calí Tzay）の国連報告書たる“Indigenous peoples and coronavirus disease (COVID-19) recovery”（Report of the Special Rapporteur on the rights of indigenous peoples (A/HRC/48/54)）を訳出したものである。この報告書でカリ・ツァイは、2019年12月初旬に中国・武漢で第1例目の感染が報告されてからわずか数カ月でパンデミックとして世界的に流行したコロナウイルス感染症〔以下、本文においてはコロナと略記〕が、世界の先住民族に与えた影響や、各国そして先住民族コミュニティの対応、将来起こりうる感染症への今後の対応のあり方、そしてそれらの検討を踏まえた結論と勧告、等々を論じている。

報告書原文では以下の概要の後に目次が付されているが、本翻訳では目次は概要の前に配置した。また、訳文中で〔 〕の部分は訳者による補足である。報告書を以下で訳出するまえに、カリ・ツァイのごく簡単な経歴について、「フランシスコ・カリ・ツァイ — 先住民族の権利に関する特別報告者」(<https://www.ohchr.org/en/special-procedures/sr-indigenous-peoples/francisco-cali-tzay>：2022年8月5日アクセス)を参照しておく。

カリ・ツァイ氏はグアテマラ出身のマヤ・カクチケル（Maya Kaqchikel）で、グアテマラと国連と米州機構（Organization of American States: OAS）で先住民族の権利擁護の活動を行っている。

彼はグアテマラのさまざまな先住民族組織の創設者およびメンバーで、ドイツのグアテマラ大使を務めた。また、「あらゆる形態の人種差別撤廃委員会」（Committee for the Elimination of all forms of Racial Discrimination）の委員長を4期、16年、また、グアテマラ外務省の人権局長をも務めた。彼は「グアテマラ先住民族に対する差別と人種差別に反対する大統領委員会」（Presidential Commission against Discrimination and Racism against Indigenous Peoples in Guatemala (CODISRA)）のメンバーであり、「国内武力紛争犠牲者国家補償プログラム」（National Reparation Program for Victims of the Internal Armed Conflict）の会長をも務めている。

なお、以下の4. で、「コロナと先住民族の関係に関する国際人権の法的枠組みについては、上

で言及した2020年の国連総会におけるコロナの影響についての特別報告者の報告を参照のこと。」として、原注1で提示されているカリ・ツァイの“Report on the impact of COVID-19 on the rights of indigenous peoples” (A/75/185 : <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N20/188/47/PDF/N2018847.pdf>) の参照を求めている。コロナと国際人権についてのいわば総論にあたるこの報告書についても、本誌『ノモス』において訳出する予定である。

以下において本文を訳出する。

[目次]

- I. 序
- II. 特別報告者の活動記録
- III. 各国のコロナからの復興のための法律と政策の先住民族に対する影響
- IV. コロナウイルス感染症からの復興と復興後の諸計画への先住民族の参加
- V. 先住民族が主導するコロナからの復興のイニシアティブ
 - A. 先住民族の医療と知識
 - B. 先住民族の知識の再活用と伝統的土地との再結合、そして伝統的な食料資源の復活
 - C. 自己決定、自治、主権、そして国家形成の実行と拡大
 - D. コロナに対する意識とワクチン接種キャンペーン
 - E. データの収集と分析
- VI. 結論と勧告

概要

人権理事会決議40/20にもとづいて準備された本報告では、先住民族の権利に関する特別報告者ホセ・フランシスコ・カリ・ツァイ (José Francisco Cali Tzay) は、コロナからの復興のようすと復興関連計画、および、先住民族の個人と集団の権利に対してパンデミックがおよぼす影響などに焦点をあてて検討している。そして報告書の結論として、コロナからの復興プロセスに彼らが広範に参加すべきであることを勧告し、またさらに彼らの文化や経済を維持するために、復興期になされる先住民族主導のさまざまな試みへのさらなる支持を求めている。

I. 序

1. 本報告では、2020年の国連総会に提出した特別報告者の報告を補足し、新たな内容を追加している¹⁾。ただし、先住民族の健康へのコロナの影響に関して蔓延当初になされた報告書での記述は、一年経過した現在でも完全に妥当している。報告書ではつぎのようなことがらに関して懸念が表明された。すなわち、きわめて大きな健康への影響；差別と周縁化の増幅；

1) A/75/185参照

経済的、社会的な不平等の拡大；コロナに関する情報や各人の防御手段、検査・治療、等々へのアクセスの欠如；先住民族の人権擁護者へのさまざまな規制の影響；そして、先住民族の土地利用を侵害するような営業活動がパンデミックの間にも続けられたこと、等々である。

2. コロナの影響とそれへの対応が先住民族に対してきわめて大きな害悪をおよぼしているのと同じく、国が行っているコロナからの復興〔以下、原則としてコロナ復興と略記〕のためのさまざまな試みが大きな危害をひき起こしている。公正で包括的なコロナ復興のためには、先住民族が社会的、経済的差別を被っていたパンデミック以前よりもさらに大きな支援が必要である。コロナ復興のための法律は、多くの場合、パンデミックによってもたらされた経済的危機に対処することを目的としているにすぎない。そして、経済上の復興のために国が行っていることは、先住民族や彼らの土地、環境を犠牲にして行われる経済活動の拡大を優先し、支援するものだということを世界中の事例に関する報告書は示している。しかしそうではなくて、諸国家はコロナ収束後（post-COVID-19 era）の福祉を最大限拡大し、国連先住民族権利宣言〔以下、権利宣言と略記〕やその他の国際人権基準に明示されている人権の尊重に資する復興に重点をおかねばならない。

3. 先住民族は、彼らの伝統的な土地との結びつきを回復させ、文化的な慣行を活性化させつつ、自己決定権と自治権を行使することでパンデミックからの復興をめざしている。それぞれの国が行っている再建・復興策においては、先住民族が自分たちのコミュニティを維持するために伝統的な生活様式と経済を復興させることを支援することが不可欠である²⁾。

4. 本報告書の準備にあたってはパブリックコメントが行われ、52の提案が寄せられた³⁾。また、先住民族の権利に関する特別報告者への指令にもとづいて、パンデミック発生後、対面形式で開催されたさまざまなイベントやミーティングとならんで、人権侵害の申し立てがなされた国の訪問と関係者との通信（communication）を通じて収集されたさまざまな事実を参照した。コロナと先住民族の関係に関する国際人権の法的枠組みについては、上で言及した2020年の国連総会におけるコロナの影響についての特別報告者の報告を参照のこと。

II. 特別報告者の活動記録

人権理事会への先の報告以来、2020年に予定されていたデンマークとグリーンランドへの訪問は〔コロナから生じる〕公衆衛生上の懸念から延期され、各国への公式訪問はなされていない。

2) *The Impact of COVID-19 on Indigenous Peoples in Latin America (Abya Yala): Between Invisibility and Collective Resistance* (United Nations publication, 2021), p.11参照

3) すべての提案については www.ohchr.org/EN/Issues/IPeoples/SRIndigenousPeoples/Pages/CallforInputCOVIDRecovery.aspx 参照

それに対して、コロナが与えている影響や、コロナ復興に関して先住民族のコミットメントをどのように強化し、さまざまな団体や国連の人権団体との共同を維持するかについて、特別報告者はつぎのような諸団体主催のコロナの影響などに関するイベントにオンラインセミナーやリモートを通して参加してきている。すなわち、国連経済社会局 (Department for Economic and Social Affairs) や世界保健機構 (World Health Organization (WHO))、国連難民高等弁務官事務所 (Office of the United Nations High Commissioner for Refugees)、国連教育科学文化機構 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO))、国際労働機関 (International Labour Organization (ILO))、そして国連人口基金 (United Nations Population Fund)、等々である。

Ⅲ. 各国のコロナからの復興のための法律と政策の先住民族に対する影響

土地、領域、および資源に対する権利

6. 先住民族の固有の領域を保護することは健康上の危機から彼らを救い出すためにはきわめて重要である。というのは、彼らの固有の領域を保護することによって——将来、パンデミックに直面した場合にそなえて復興に必要なパワーを強化することで——食の安全と持続可能な生活様式が向上するからである。多くの国において土地保有権の保障は、先住民族にとってウイルスよりも大きな関心事である。彼らは、コロナが蔓延している間に政府の支援や監視が行き届かないなかで横行している、彼らの領域内での違法な森林伐採や侵入、土地収奪や暴力、等々に関するさまざまな事例を報告している⁴⁾。政府は、土地の境界を設定し、侵略された土地の権利を公的に承認する一方で、天然資源の探索と採掘をおし進めるために緊急命令を発令している。幸いにも、先住民族の領域への違法な侵入を規制しようとする政府のさまざまな試みによってそれらは減少してきているが、違法な樹木の伐採や漁労、金の採掘などは見過ごされている。先住民族の土地に対する政府の公認と保護がないことから、[開発業者などによる] 暴力的な侵入や殺人、資源篡奪、環境汚染、食料不足、森林伐採、追い立て、等々が発生している⁵⁾。産業や商業にかかわるプロジェクトの提案者による土地侵入を監視するために先住民族コミュニティが利用しうる方策は、コロナパンデミックによって大

4) Alianza de Organizaciones de Derechos Humanos Ecuador のつぎの提案を参照。Confederación de Nacionalidades Indígenas de la Amazonía Ecuatoriana; Centro Mexicano de Derecho Ambiental, A.C. CEMDA; また、Centro De Derechos Humanos Fray Bartolomé de Las Casas, A.C., Inori Roy (Unearthed), “Deforestation and land-grabs bring Covid-19 threats to Amazon and Gran Chaco residents”, 17 September 2020. も参照

5) 以下の提案参照。Organización Sotzil; Cxhab Wala Kiwe-Asociación de Cabildos Indígenas del Norte del Cauca; Federación por la Autodeterminación de los Pueblos Indígenas; Organización Indígena de Antioquia; Almaciga; Centro por la Justicia y Derechos Humanos de la Costa Atlántica de Nicaragua; Centro de Asistencia Legal a Pueblos Indígenas; Alianza de Organizaciones de Derechos Humanos Ecuador; and Confederación de Nacionalidades Indígenas de la Amazonía Ecuatoriana.

きく狭められてきている。

土地保有権

7. 土地の境界決定や権限付与によって国が公式に土地保有を承認することが、パンデミックの間とその後に先住民族の土地を保護するためには不可欠である。コロナは持続可能な復興に対して以前には存在しなかった機会をもたらしている。土地の権利の公認と、彼らを環境と天然資源に対する管理人としてコミットさせることは、ポスト・コロナにおける経済復興にとってきわめて重要なことである。
8. 多くの先住民族コミュニティは、彼らが伝統的に利用し、暮らしてきた地域における土地の保有権を否定されてきている。平均的な生活を送る権利を享受するためには、適度の住宅を有することが不可欠であるゆえに、特別報告者はとくに、少なくともパンデミックの間は居住地からのいかなる追い立ても行われてはならないことを強く求めている⁶⁾。それにもかかわらず、先住民族はコロナパンデミックの間にも強制的な立ち退きの危機にさらされつづけている⁷⁾。パンデミックの間の強制的追い立てや財産収奪によって、コミュニティが彼らを守ることが著しく困難になっている。

規制の緩和

9. 外国からの投資を呼び戻し、支援するために、環境保護と先住民族の権利保護を骨抜きにする法改正がなされている。そしてそれらによって、環境規制を緩和、停止したり、法的セーフガードを解除、無視し、規制を弱めるために、国がパンデミックのもたらした危機的状況やそれへの応答を利用するという、警戒すべき事態が生じている⁸⁾。それと同時に、パンデミックへの危機対応措置は、先住民族や人権擁護者がそれらの法律に対抗したり、彼らの権利を実現するための行動を制約している。また、法的規制を緩和することで環境悪化をもたらし、彼らの領域に対する暴力をとまなう争いを引き起こしたり、外部から流入する労働者との接触を通じて先住民族がコロナウイルスの危険にさらされる、というようなことが生じている。

6) A/75/148参照

7) たとえば、ネパールおよびケニアに宛てた通信参照。NPL 3/2020, <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=26282> ; KEN 3/2020, <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=25492>。さらに、2020年7月23日に刊行された「コミュニティの土地・アクションナウ」(Community Land Action Now) “Kenyan communities report illegal evictions during COVID-19”参照

8) インド宛ての通信 (IND 13/2020) については、<https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=25513> ; および、Forest Peoples Programme, Rolling Back Social and Environmental Safeguards – Global Report (February 2021) 参照

10. アジアからの報告書はつぎのような立法上の試みと法的事例を主としてとり上げている。すなわち、環境破壊に対する刑罰を軽くしたり、先住民族の権利を擁護すること自体を犯罪とし、また、環境への影響評価や一般の人びとの参加を縮小もしくは排除するような法律である⁹⁾。環境や人権に大きな影響をおよぼすプロジェクトは、それらが戦略上重要なものと位置づけられるとすばやく実行されていく。そのようなプロジェクトは、環境や人権に対する潜在的な影響に対して人びとが懸念を表明すること自体をも制約している。アジア諸国においては、先住民族が彼らの領域に対する集団的権利を獲得しようとする試みを抑圧し、慣習にもとづいて利用している森林の承認手続きを遅らせるか阻止することで、無主地に対する所有権を国が取得していると報じられている。環境に関係する決定手続きに先住民族が実効的に参加する権利を実現することは、そのような状況下では困難である。
11. 南米においては、コロナパンデミックの間は土地の境界画定手続きが停止され、またいくつかの政府は、先住民族の土地に対する権利を民間企業が取得すること認める立法が提案されている。そしてそのような立法の結果、先住民族が有する土地への侵入と領域に関する紛争が頻発している¹⁰⁾。またその他の政策は、土地利用のあり方の転換をおし進め、先住民族が慣習上の土地所有権を有していたエリアにおいて、未墾地の境界を農産業に利用するために設定しなおすことを目的としている。

資源開発の推進

12. さまざまな国は環境保護対策や政策を後退させる一方、長年にわたって先住民族が反対してきた大規模な開発プロジェクトを、それらへの抗議や反対集会に対するさまざまな規制を加えつつ、おし進めている¹¹⁾。また諸政府は、パンデミックによって引き起こされた経済停滞を打破するためのインフラ整備にかかわるプロジェクトをおし進めている、と報じられている。

9) Asia Indigenous Peoples Pact and Rights and Resources Initiative, “Under the cover of Covid: new laws in Asia favor business at the cost of indigenous peoples’ and local communities’ land and territorial rights” (November 2020), pp.6 and 9; および、インド (IND 13/2020)、ネパール (NPL 1/2021) およびインドネシア (IDN 5/2021) 宛ての通信参照 <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=26282>; <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=26108>).

10) Amazon Cooperation Network and Cultural Survivalによる提案参照

11) メキシコ宛ての通信 (MEX 11/2020) <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=25562> および、International Indian Treaty Council, “Covid-19 and indigenous peoples in North America”, 19 November 2020参照。さらにまた、Alianza de Organizaciones de Derechos Humanos Ecuador, Confederación de Nacionalidades Indígenas de la Amazonía Ecuatoriana, Centro Mexicano de Derecho Ambiental, A.C. CEMDA, Centro De Derechos Humanos Fray Bartolomé de Las Casas, A.C参照

13. さまざまな国は以下のようなやり方で先住民族の土地を工業用地に転換することを支援していると報じられている¹²⁾。すなわち、違法な侵入を受けた先住民族のエリアに対して〔当該の違法侵入行為を〕公的に承認したり¹³⁾、力づくでの先住民族コミュニティの追い立てや移転を認め¹⁴⁾、またそれらに対する民間企業の補償を義務づけなかったり、等々である¹⁵⁾。そのようなことがらに対して、先住民族のさまざまなグループは、人びとの意識の啓発活動を行ったり採掘者たちが彼らの領域から出ていくことを求めたりしている。
14. 経済復興の手段として諸政府は、先住民族の先祖伝来の土地に対して大きなプロジェクトや採掘産業、農業開発などを優先的に行っている。国は経済復興を推進する手段として、石炭や他の採掘産業を育成することで石炭採掘部門を商業化し——法にもとづく強制的排除もしくは長期的な環境・気候変動の影響を考慮することなく——パンデミックによって引き起こされた短期的な経済の後退に対処している¹⁶⁾。
15. 経済復興の手段として農業の拡大を優先させた国もあった。パーム油の生産が急速に拡大し、森林が切り開かれていくなかで先住民族の土地は食い荒らされていった¹⁷⁾。無主とされた先住民族の土地は「遊閑地」(“idle”)として食料生産のための農業用地とされた。

協議への障害

16. パンデミックは、誠実な協議と事前の自由なインフォームド・コンセント (free, prior and informed consent) がなされていない開発プロジェクトや政策を承認する契機となっている¹⁸⁾。

12) Asia Indigenous Peoples Pact and Rights and Resources Initiative “Under the cover of Covid: new laws in Asia favor business at the cost of indigenous peoples’ and local communities’ land and territorial rights” 参照

13) Amazon Cooperation Network Instituto de Pesquisa e Formação Indígena の提案参照

14) Cxhab Wala Kiwe-Asociación de Cabildos Indígenas del Norte del Cauca; Federación por la Autodeterminación de los Pueblos Indígenas および Organización Indígena de Antioquia; and Almáciga の提案参照。また、ケニヤ (KEN 3/2020) とネパール (NPL 3/2020) への communication 参照

15) ベルーへの通信 (PER 3/2021) 参照 <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=26349>; および、www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=27225&LangID=E。さらにまた、Alianza de Organizaciones de Derechos Humanos Ecuador および Confederación de Nacionalidades Indígenas de la Amazonia Ecuatoriana の提案参照

16) www.ohchr.org/en/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=26311&LangID=E および、National Campaign against Torture and the International Work Group for Indigenous Affairs, “Bearing the brunt: the impact of government responses to COVID-19 on indigenous peoples in India” (September 2020). 参照

17) Asia Indigenous Peoples Pact and Rights and Resources Initiative “Under the cover of Covid”, p.22, and Forest Peoples Programme, *Rolling Back Social and Environmental Safeguards in the Time of COVID-19*, p.37. 参照

18) International Indian Treaty Council, “Covid-19 and indigenous peoples in North America”. 参照

協議の場に先住民族が招かれているとしても、彼らはロックダウンによって移動が制限されていたり、多人数が集まることを禁じるコロナ対策によって規制されている¹⁹⁾。また、協議は時に中止されたり十分に議論しないままに結論に到っている。そして、裁判所の閉鎖によって司法手続きが停止されている場合、先住民族コミュニティにとって頼れるところはほとんど存在しない。あるいは、先住民族は彼ら自身のことばによってあらわされた十分な情報を有していないか、当該プロジェクトが伝統的な土地に対していかなる影響をおよぼすかについて理解するための十分な時間が与えられていない²⁰⁾。

17. 協議を行う義務を履行するために、対面ではなくリモートによる協議を認めている国もある。しかし、一般的にオンラインによる協議は、先住民族の文化的な儀礼や伝統的な決定様式とはなじまない。さらにまた、彼らのほとんどの領域でインターネットへの接続が限られていることから、リモート形式での協議に参加することは困難である。しかし、パンデミック下において、集団的決定のために対面での協議に参加することを人びとに求めることは、2020年に特別報告者が国連総会に提出した報告書での勧告に反している²¹⁾。

18. 米州人権委員会 (Inter-American Commission on Human Rights) もまた諸国家に対してつぎのように警告している。「ILO169号条約やその他の国際的、国内的な諸文書によって提示されている事前の自由なインフォームド・コンセントを——ソーシャル・ディスタンスをとることがWHOの勧告によって求められていることから——求めることができない。したがって、パンデミック下において諸国家は、先住民族の領域に関する立法を行うこと、かつ／または生産、かつ／または採掘プロジェクトをすすめることは控えねばならない。」²²⁾

森林伐採と動物由来の感染症との関係

19. 先住民族の土地の権利を保障することは生物多様性と森林の生物を守ることになり、その結果パンデミックを抑えることになる²³⁾。先住民族の伝統的な土地ともっとも生物多様性を維持しているエリアは重なりあっている。伝統的な先住民族の領域は地球表面のおよそ4分の1を占めており、それは地球上の生物多様性の約80パーセントを占めるエリアと重なっている。世界の保護地域の50パーセントが先住民族によって伝統的に占有され、使用されている土地と考えられている。また、土地の権利を付与された先住民族の領域は、近隣の領域より

19) メキシコへの通信 (MEX11/2020) と Amazon Cooperation Network の提案参照

20) Centro Mexicano de Derecho Ambiental, A.C. CEMDA の提案参照

21) A/75/185, para. 107

22) Resolution 01/2020, para. 57.

23) Arooba Ahmed, “COVID-19 and biodiversity loss: how destruction of the environment leads to pandemics”, November 2020; Eric Haxthausen, “Deforestation makes pandemics more likely”, Climate Links, 19 October 2020; and Amanda Morrow, “Why land rights for indigenous people could prevent future pandemics”, Radio France Internationale, 16 September 2020. 参照

もきわめて良好な状況であることが明らかにされている²⁴⁾。

20. 重要なことは、森林伐採とその生育地の消滅、そして感染症の発生は相互に関連していることである²⁵⁾。森林伐採は先住民族の生存を脅かすだけでなく、脆弱なエコシステムを崩壊させることでコロナのような動物由来の感染症の出現を引き起こす原因となっている。たとえば、金の採掘とそれに伴う土地の開発が先住民族のあいだでマラリア感染を引き起こしたことが報告されている²⁶⁾。新たな感染症のうちの約75パーセントが動物由来のものである。動物由来の病気は人間と、さらに生物の生息地に侵入する家畜に広がっていき、その結果、コロナのようなウイルスや疾病を引き起こす媒介物が動物から人間へと移転することを可能としている²⁷⁾。コロナにつぐパンデミックは伐採された森林から発生すると科学者は予想している²⁸⁾。森林伐採をおさえて生物多様性を保護することで、コロナウイルスや将来発生するパンデミックに対処しうる医療資源の獲得が促進されるであろう。気候変動は砂漠化や野火、その他の生態学的変化を通じて、動物と人間の接触をさらにおし進めることによって動物の生息地の破壊を進めている²⁹⁾。

経済的、社会的、そして文化的権利

21. コロナ復興策においては、教育や雇用、住宅、健康、その他の社会福祉において、先住民族の長期的なニーズやパンデミックの影響などを考慮することが不可欠である。

22. 多くの国々には、コロナの結果先住民族に生じた不平等の拡大に対処するために必要な社会的な保護措置をとっていないか、あるいは逆に、先住民族にとって有利な社会保護のための現行の予算を削減している³⁰⁾。パンデミックによって引き起こされた経済的損失を緩和するための財源の配分は不十分であるか、あるいは、職を求めて都市に移住することを先住民族に強制することで、国の諸機関は先住民族のために十分な予算を使っていない³¹⁾。彼らはつぎのような理由から政府のコロナ給付金を必ずしも常には受け取ることができていない。すな

24) A/71/229, para. 15.

25) Bruce A. Wilcox and Brett Ellis “Forests and emerging infectious diseases of humans”, *Unasylva*, vol. 57, No. 224 (2006) and The Conversation, “How deforestation helps deadly viruses jump from animals to humans” 25 June 2020参照

26) Jill Langlois (National Geographic), “Amazon gold mining drives malaria surges among indigenous peoples”, 12 August 2020参照

27) Secretary-General of the United Nations, “COVID-19 recovery, planetary repair ‘two sides of the same coin’”, statement to Columbia University, New York, 2 December 2020参照。

28) Katarina Zimmer (National Geographic), “Deforestation is leading to more infectious diseases in humans”, 22 November 2019参照

29) A/HRC/36/46

30) Council of the Charrua Nation 提案参照

31) Cultural Survival 提案参照

わち、受給のためのさまざまな書類提出の必要性；「文化によって異なる核家族の定義」を考慮しないこと（the failure to consider “differing cultural definitions of a nuclear family”）；そして、国が発給する身分証明書や携帯電話などを有していないこと、等々である。またさらに、先住民族コミュニティの近隣では、銀行などの支払い機関へアクセスできないことから、町に出かけていかざるを得ず、そのことによってさらに感染リスクを高めている。

23. 政府が経済復興に向けた短期的刺激を与えることに集中することに関してユネスコが表明している懸念は、教育に十分な配慮がなされず、予算を削減さえしているということである。コロナ復興措置において、文化的に適した集団的なあり方について、それぞれの地域のニーズに配慮し、先住民族のこどもたちや伝統を推進するための教育カリキュラムを見直すようになってきている。そしてさらに国は、コロナ復興計画のなかに持続可能な発展の概念を組み込まなければならない³²⁾。
24. 先住民族のこどもたちの多くは自宅ではインターネットにアクセスできず、そのことによって教育を受ける機会を妨げられ、学ぶことをやめる原因となっている。そのような技術面におけるギャップをなくすことを通じて、先住民族コミュニティはリモートで労働に従事し、また学ぶことも可能となる。さらにまた、インターネットへのアクセスは、将来起こりうるパンデミックに際して緊急情報を伝えるためには不可欠である³³⁾。
25. コロナが蔓延している間に、持続可能な教育を先住民族に提供することを目的としたパートナーシップが、学校と文化的なさまざまなセンターとのあいだで構築されるといった、インターネットにかかわるベスト・プラクティスの実例が報告されている（たとえば、チリやマレーシア、フィリピンにおいて）。これらのパートナーシップは、文化的に適したあり方でローカルなニーズを配慮することを目的としたあらたな教育センターやカリキュラムを生み出してきている（たとえば、フィンランドやニュージーランド、ペルー、台湾、アメリカ、ベネズエラ、等々において³⁴⁾）。パンデミックの間においてもカナダは、先住民族の初期教育やチャイルドケアの施設を支援し；コミュニティの施設内に公衆衛生と安全の実現のためのインフラ設備を設け；そして、先住民族のための高等教育機関に対して〔緊急事態においては〕迅速に支援すること、等々のための基金を設立することを決定している³⁵⁾。

32) UNESCO, “Reorienting education and training systems to improve the education outcomes of indigenous youth”, 28 February 2021

33) Inter-American Commission on Human Rights, “How to promote universal internet access during the COVID-19 pandemic?” 参照

34) ユネスコによる提案参照

35) <https://pm.gc.ca/en/news/news-releases/2020/10/30/prime-minister-announces-new-supports-indigenous-peoples-and>.

26. 多くの先住民族は雇用の面においても社会的サービスを受けられないなかで、家政婦や日雇労働者、農夫などの非公式経済部門の労働に従事している。したがって、コロナ復興策においては彼らを支援するための雇用プログラムが不可欠であり、とくにパンデミック下で失業率がもっとも高かった女性労働者に焦点を合わせることが必要である³⁶⁾。しかし諸国家は、立場がもっとも弱い人びとに経済回復のために必要な負担をおしつけつつ、さまざまな権利をはく奪するための法律の改正を強行していると報じられている³⁷⁾。先住民族の労働者は差別や社会からの構造的な排除、著しい貧困、教育の欠如や失業、等々のゆえに劣悪な労働条件のもとにおかれている。したがって、先住民族にも配慮し、彼らの権利を尊重するような社会—経済的な対応やコロナ復興をはたすためには、労働者と雇用者のあいだの社会的対話を通じた組織が重要な役割を担うことになる³⁸⁾。

27. 適切にして安全、かつ入手、維持可能な住居を提供することは、将来発生しうるパンデミックの際に必要な隔離と防疫のため、そしてさらに、先住民族が将来起こりうる健康にかかわる緊急事態に対処するためにも不可欠である³⁹⁾。住宅と土地に関する政策を立案するに際して国はつぎのことがらを当然の前提としなければならない。すなわち、先住民族の慣習上の土地保有システム；自己決定と自治の権利；影響をおよぼすすべての決定過程に先住民族が十分に参加すること；および、差別されることなく平等であること、である。

28. 先住民族は、可能な限りの肉体的、精神的な健康を享受し、差別されない権利を有している。そのことは諸国家に対して、先住民族コミュニティ内もしくは近隣に存在する健康にかかわる施設への、文化的に適したアクセスを完備し、国民保険システムに存在する構造的なレイシズムを克服することを求めている。

29. 先住民族はコロナによって、その他の人びとと比較して著しい悪影響を受けており、感染と死亡のより大きなリスクに、とりわけ新型のウイルスがくりかえし出現していることによって直面している⁴⁰⁾。健康にかかわる基本的な公共サービスや公衆衛生、その他のインフラの

36) International Work Group for Indigenous Affairs and ILO, *The Impact of COVID-19 on Indigenous Communities* (2020)

37) Asia Indigenous Peoples Pact and Rights and Resources Initiative “Under the Cover of Covid: New Laws in Asia Favor Business at the Cost of Indigenous Peoples’ and Local Communities’ Land and Territorial Rights”

38) ILO policy brief, “COVID-19 and the world of work: a focus on indigenous and tribal peoples” (May 2020), p. 7.

39) 国連人間居住計画 (United Nations Human Settlements Programme) の提案参照

40) A/75/185; Instituto de Pesquisa e Formação Indígenaの提案：および、Asia Indigenous Peoples Pact, “Covid-19, a special volume on indigenous women and indigenous persons with disabilities” (November 2020) 参照

欠如のゆえに、先住民族はウイルスに対して他の人びとよりも脆弱であるにもかかわらず⁴¹⁾、先住民族、とりわけ遠隔地に居住する先住民族に対するワクチン接種が最重要課題となっていない。ただしカナダとブラジルは、先住民族へのワクチン接種を優先課題とする措置をとっている⁴²⁾。たとえばアマゾンにおいてワクチンは、高い割合で感染と死亡にさらされた孤立したコミュニティにもいきわたっている⁴³⁾。

30. 伝統的知識にもとづく医者や先祖伝来の専門家、コミュニティの世話役などは、彼らが有している文化や医療にかかわる知識とパンデミックに対処するための彼らの役割のゆえに、コロナ復興計画の中心的な位置を占めている。先住民族のさまざまな組織が、「ローカルな慣行や、伝染病についての集団的記憶、そして先住民族のことで表明された視聴覚資料や印刷物によるワクチンキャンペーン、等々に配慮しつつ、文化的に適したあり方で人びとがワクチン接種を受けるようにするために動員されている。」⁴⁴⁾
31. ワクチンに関する誤った情報を克服するためにはワクチンに関する教育が不可欠である。ワクチンに対する懐疑と保健当局への不信は、何世紀にもわたって被ってきた虐待のゆえに先住民族のあいだでは根深いものがある。公衆衛生当局は、先住民族が歴史的に危害を加えてきたという事実を明確に認識したうえで、医療システムに対する先住民族の不信を克服するための文化的に適した方法で、ワクチンの安全性を彼らに明確に示すことが不可欠である。
32. 先住民族のワクチン接種に関して、政府が公認している境界を区切られた土地に居住する者のみに限定している国もある⁴⁵⁾。その結果、都市や公認されていない土地に居住する先住民族は、ワクチン接種計画から排除されている⁴⁶⁾。国は先住民族の自己自認の権利を認めたいと、都市部や遠隔地に居住する先住民族をワクチン接種計画から排除すべきではない。さらに、ワクチン接種に関して、自ら孤立して居住している人びとや未開の人びと、遊牧・半遊牧民のコミュニティ、そして都市部に居住する先住民族、等々の特殊な状況のもとで暮らす人びとも配慮することが必要である。
33. 地球規模での公平なコロナワクチン接種には迅速な国際的な協同が不可欠である。「ワクチンナショナリズム」(“Vaccine nationalism”)は、国家が域外国に対しても担っている責務と

41) Ogiek Peoples' Development Program の提案参照

42) Tsilhqot'in Nation and Moira Warburton (Reuters), “Northern territories, home to many of Canada's indigenous people, lead COVID-19 vaccine rollout”, 31 January 2021参照

43) Centro de Investigación y Educación Popular/Programa por la Paz; la Fundación Gaia Amazonas y la Fundación Natura; Amazon Cooperation Network and Cultural Survival の提案参照

44) Instituto de Pesquisa e Formação Indígena の提案参照

45) Cultural Survival の提案参照

46) Amazon Cooperation Network の提案参照

健康に対する権利にかかわる人権を侵害するおそれがある。その結果、もっとも発展の遅れた国に居住する、もっともワクチンを必要とする人びとのためのワクチンが不足することになる⁴⁷⁾。ワクチンは先住民族を含めてすべての人びとに平等にいきわたることを諸国家は確かなものとしなければならず、COVAXのようなコロナワクチンへの平等なアクセスのためのグローバルなイニシアチブを支援しなければならない。

危険な状況にある人びと

34. 権利宣言はつぎのように規定している。「国家は、彼／女らの経済的および社会的条件の継続した改善を確保すべく効果的な措置および、適切な場合は、特別な措置をとる。先住民族の高齢者、女性、青年、子ども、および障がいのある人々の権利と特別なニーズ（必要性）に特別な注意が払われる。」（第21条2項（https://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf）2022年7月30日アクセス）パンデミックの緩和に対する努力とポスト・コロナの復興プロセスの双方において、先住民族、とりわけ先住民族の女性、子ども、障害のある人びとや高齢者に対するリスクがますます高まってきている。
35. 女性に対する不平等とコロナの女性固有の影響に対処するためのコロナ復興措置を計画し、実行する際には、ジェンダーに依拠したアプローチが不可欠である。女性は多くの場合に子どもやその他の被扶養者の主な介護提供者であり、したがって、コロナ下で出されている自宅待機令の下でますます増大する家事労働を負わされている。
36. 学校閉鎖期間の延長やリモート学習へのアクセスの困難さに対処するために、子どもと若者の教育上のさまざまなニーズを配慮しなければならない。先住民族の子どもが自宅でのリモート学習から得ることのできる利点のひとつは、[年長者などの家族メンバーから] 彼ら自身の文化について学び、また世代を超えた知識を受け継ぐ機会が増大することである。多くの場合にパンデミックは、「[先住民族が進むべき] 将来に対して一定の可能性を提供している土地や文化、そしてことばと彼らとの結びつき」をより深めている⁴⁸⁾。しかし残念ながら、学校の閉鎖は学齢期の少女の妊娠と早婚の増加をもひき起こしている。さらに少女たちは、ますます家事を担うことによって教育支援を受けることがさらに少なくなるゆえに、コロナ復興措置において重点的に支援を受けることが必要である⁴⁹⁾。
37. 一般に伝統的知識や文化、ことばの保持者であり伝達者である先住民族の年長者たちは、コロナに対してより脆弱であるのでとくに注意する必要がある。

47) E/C.12/2021/1参照

48) Tsiilhqot'in Nation による提案参照

49) OHCHR and Defenders Coalition, "Kenya: Leaving no one behind in the COVID-19 crisis. Human rights impact in indigenous communities", p.3参照

38. またさらに、自ら孤立して居住している人びとや未開の人びと、遊牧・半遊牧民の生活をしている人びとなどにも特別な配慮が必要である。コロナ対策は先住民族コミュニティのなかの遊牧民の生活スタイルを有している人びとに対して十分な配慮がなされていない。西アフリカ地域においては、ロックダウンによって遊牧民が放牧できなくなったことが報告されている⁵⁰⁾。さらに、自ら孤立して居住している人びとや未開の人びとは、政府からパンデミックの間まったく見過ごされ、健康上の危害を被り、文化や伝統的知識、ことばなどにおいて回復不能な消滅の危機に陥っている。コロナ感染による死亡は先住民族のことばを話せる人びとを減少させ、また人口減少が伝統的な知識や慣習、慣行の時代を超えた伝承に対して大きな影響をおよぼしている。
39. コロナ復興措置には、遠隔地の少数の先住民族コミュニティやパンデミックの打撃を受けたコミュニティの消滅の危機を抑えるような措置が含まれていなければならない⁵¹⁾。コロナウイルスに免疫システムがさらされた経験がなく、国民保険システムを利用できない先住民族の健康上の安全にとって、[彼らの領域への] 違法な侵入は大きな脅威である⁵²⁾。先住民族の領域でのコロナ禍の下での大きなプロジェクトの展開は、公害だけではなく、外部から入り込む労働者との接触から生じる健康上の大きなリスクをもたらしている⁵³⁾。これらの脅威に対処するために先住民族コミュニティと諸組織は、たとえば緩衝地帯の設置や外部者を排除することなどを奨励している。
40. 国家が先住民族の存在やそのアイデンティティを承認していなかったり、承認を拒否する場合には、コロナ復興計画のなかに彼らを組み入れたり、彼らを参加させることは不可能である。先住民族とその領域が未承認のままであれば、国はコロナ回復のための法律や政策において彼らを対象とすることはなく、先住民族の領域を保護するための経済復興プランを立てることもない。
41. 感染者の[先住民族と非先住民族、また上で言及されている多様な先住民族などの] 内訳を明示していないことは、コロナ復興策を進めるにあたって大きな問題をはらんでいる。というのは、それらの統計は先住民族に対するパンデミックの影響を正確に反映していないか

50) Union des Professionnels de l'Élevage de la Région de l'Est (UPERE) による提案参照

51) たとえば、International Federation for Human Rights and others, "The impact of COVID-19 on the defense of human rights in Brazil" (February 2021) および Associated Press, "Governor tells President: 'incredible spikes' could 'wipe out tribal nations'", 31 March 2020参照

52) The Impact of COVID-19 on Indigenous Peoples in Latin America (Abya Yala): Between Invisibility and Collective Resistance, p.29 また、Articulação dos Povos Indígenas do Brasil Apoinme; Arpin Sudeste; Arpinsul; Comissão Guarani Yvyrupa; Conselho do Povo Terena; Aty Guasu; and COIAB の提案参照

53) Alianza de Organizaciones de Derechos Humanos Ecuador and Confederación de Nacionalidades Indígenas de la Amazonía Ecuatoriana の提案参照

らである。したがって、伝統的な土地や領域に居住する先住民族とともに都市部に居住する先住民族をも含んでいなければならない。

軍隊の活用、暴力と不法滞在

42. 先住民族の人権擁護を主張する人びとは暴力や妨害、虐待、そして殺害などのさまざまな危害を被っている⁵⁴⁾。政府がコロナ復興措置を強行するなかで、表現の自由が制限されたり人権擁護論者をターゲットにした法律が制定された。そしてそれらの法律は、権威主義的な軍による威圧と市民社会の締め付け強化のために用いられた。
43. 一定の地域では、平和的な抵抗運動ですら [コロナ対策ゆえの] 公衆衛生を名目として制限された。そして他方において、経済復興のために商業や採掘産業が拡大され、操業は継続された。先住民族の森林や土地、天然資源にダメージを与える違法な土地収奪が増加するなかでも、政府はパンデミック対策に集中し、土地や天然資源保護には関心を向けず、対策も取らなかった。
44. 採掘産業に対する環境影響判定のための規制が緩和されることで、先住民族コミュニティは、不法滞在者とされて彼らの土地から追放されるというリスクがますます高まった⁵⁵⁾。バングラデシュでは、チッタゴン丘陵地帯 (Chittagong Hill Tracts) の先住民族に対する軍による監視と虐待が報告されている。先住民族コミュニティのメンバーは、テロ行為であると当局が認定した活動への参加を理由とした脅迫や拘束、殺害などの脅威にさらされている⁵⁶⁾。またネパールではつぎのようなことが報告されている。すなわち、高速道路建設プロジェクトに対する平和的な抗議行動が警察の暴力によって妨害され；また、コロナによる外出禁止令が出されているにもかかわらず、建設プロジェクトが夜間に進められていること、である⁵⁷⁾。
45. 森林巡回を含む自然保護区での先住民族のさまざまな保護活動の禁止の事例がいくつかの国から報告されている。
46. 非公式経済に従事している都市部に居住する先住民族の労働者が、家族の暮らしを守るためにロックダウン命令に反して働いたことで逮捕されるという事例も存在する。

54) ベルー (PER 9/2020, <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=25732>) とニカラグア (NIC 1/2021, <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=25843>) への通信参照

55) Indigenous Peoples Rights International, “Defending our lands, territories, and natural resources amid the COVID-19 pandemic” 21 April 2021参照

56) バングラデシュ (BGD 8/2020, <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=25810>) への通信参照

57) ネパール (NPL 1/2021) への通信参照

IV. コロナからの復興と復興後の諸計画への先住民族の参加

47. 先住民族は彼らに影響をおよぼすコロナ復興措置の計画・立案と実施にコミットしなければならぬ。
48. 多くの国はパンデミック発生から1年以上にわたって、復興策の計画・立案に対して先住民族がコミットすること推進したり協議しようとは、まったく、もしくはほとんどしていない。また、彼らが必要としていることを支援し、文化的に適した復興措置を実施しようともしていない⁵⁸⁾。先住民族との協議がなされないことから、彼らの固有のニーズを配慮しないままに経済復興計画が立案されている。
49. 多くの場合にワクチン接種キャンペーンは十分な計画と先住民族との意見交換がないままに行われている。つまり、キャンペーンに関して十分な情報を提供し、また彼らの固有の文化やことばに関する固有のニーズ、そして隔離した生活様式、健康管理上のインフラや人材、医療の欠落、等々を配慮するためには不可欠な十分な協議がなされないままに、キャンペーンはすすめられているのである。
50. 世界中の先住民族は、コロナの健康上のリスクに関する各国もしくはローカルな機関による決定手続きから排除されている。その結果、それらの機関は先住民族の脆弱さに配慮するような措置を採用していない。
51. ただし、先住民族にとって有利なプログラムをコロナ復興期に創設した国もあった。たとえば、カナダのブリティッシュ・コロンビア州のファースト・ネーションズ (First Nations) は、国および州政府とのあいだで緊急管理に際しての諸対応を推進するための協定を結んでおり、先住民族のリーダーは成果があがっていると報告している⁵⁹⁾。一連のコロナ復興予算のなかで、カナダはつぎのようなことを実行するための先住民族基金を設けている。すなわち、公衆衛生措置を強化したり介護補助費用を支援し；先住民族コミュニティとの円卓会議や調査を行い；さらにまた、先住民族の女性や子ども、LGBT、インターセックスやトゥ・スピリッツピープル (two-spirit people) に関して、文化に適した支援を提供するための暴力防止プログラムを実施すること、等々である。
52. メキシコの国立先住民族研究所 (National Institute of Indigenous Peoples) は、先住民族

58) Charrua Nation; Alianza de Organizaciones de Derechos Humanos Ecuador; Confederación de Nacionalidades Indígenas de la Amazonia Ecuatorian; and Cultural Survivalによる提案、および、OHCHR and Defenders Coalition, “Kenya: leaving no one behind in the Covid-19 crisis”, p.6参照

59) Tšilhqot’in Nationによる提案参照

のことばによるコロナに関する人びとの意識と支援についてのガイドブックを作成、配布し、また先住民族固有の35のことばでコロナ情報を放送するためのラジオ局のネットワークを支援した⁶⁰⁾。

53. ドイツは、自然保護を奨励しながらコロナと闘っている45のパートナー国の先住民族とそのコミュニティのために、保護領域・エリアのグローバル支援イニシアチブを立ち上げた⁶¹⁾。インドはコロナからの一連の復興措置のなかで、森林管理や野生動物保護、その他の活動に関して、部族コミュニティに働き口を提供するために代替的植林基金管理・計画局 (Compensatory Afforestation Fund Management and Planning Authority) を設立した⁶²⁾。また、グアテマラの公衆衛生・社会扶助省 (Public Health and Social Assistance) は、先住民族のあいだでのコロナ予防と封じ込め、管理のための社会・文化的な内容にかかわるガイドブックを刊行している⁶³⁾。

V. 先住民族が主導するコロナからの復興のイニシアティブ

54. 過去および現在の植民地主義や、植民地下で [入植した白人たちがもたらしたさまざまな疾病や疫病などのゆえに] 蔓延したかつてのパンデミックの記憶から生じた、世代を超えたトラウマの再現にもかかわらず、先住民族はコロナパンデミックの下で非常な回復力と集団としての力強さを示している。現在でも多くの先住民族コミュニティは災害管理と対処の段階にあり、復興にとりかかる段階には到達していない。復興には何年も要するパンデミックによって生じた——健康や経済的、社会的開発・国づくりなどに長期的影響をおよぼす——後退やその後の悪影響に対処するためには、さまざまな課題を克服しなければならない。

55. しかしながら、そのような課題はなお存在するものの、みるべき成果をもたらした先住民族主導の多くのイニシアチブも存在している。また、政府の援助に頼るよりもむしろ、自らコロナに立ち向かうための策を実施、強制するために、彼らの主権と法、そして司法権を——場合によってはさまざまな管轄権を超えて——行使する先住民族もいる。そのような場合に国は、先住民族が自治の一環として創設したコミュニティ保護の計画を支援しなければならない。先住民族とその諸組織はつぎのようなさまざまなものとの再結合を含む、統合的でコ

60) National Institute of Indigenous Peoples (Mexico) による submission 参照。また、National Institute of Indigenous Peoples, “Guía para la atención de pueblos indígenas y afromexicano ante el COVID-19, en lenguas indígenas” (スペイン語のみ) も参照

61) www.bmu.de/en/pressrelease/preventing-pandemics-with-global-biodiversity-protection.

62) Organisation for Economic Co-operation and Development, “Biodiversity and the economic response to COVID-19: ensuring a green and resilient recovery” (28 September 2020) 参照

63) “Guía sociocultural para la prevención, contención y manejo de casos COVID-19 a nivel comunitario en pueblos indígenas de Guatemala”.

コミュニティ主導の対応策を生み出している。すなわち、伝統的な領域と知識、食料の自主管理 (food sovereignty)、人道主義的な相互扶助ネットワークの運営、先住民族のことばによる文化的に適した情報提供キャンペーンの実施、先住民族コミュニティのラジオによる教育キャンペーン、そして、ワクチン接種プログラム実施のための援助、等々である⁶⁴⁾。

A. 先住民族の医療と知識

56. 免疫システムやウイルスへの抵抗力を強化するための、先住民族の伝統的な医療や文化を超えた医療的アプローチを通じて、先住民族はパンデミックとの闘いに貢献している。

57. たとえば、バングラデシュのサンタコミュニティ (Santa community) は、伝統的な殺菌ハーブを利用しており、また、人と人とのあいだで一定の間隔をたもった伝統的な挨拶の儀礼であるドボク・ジョハル (dobok johar) を保持している⁶⁵⁾。また、ブラジルのマツグロツ地区 (Mato Grosso region) では、クイクロ族 (Kuikuro people) は病院とパートナーシップを結び、彼ら自身の保健センターを設立して、病気予防をささえてもらうために常駐の医者と看護師を雇っている。伝統的な治療と先住民族の食料、そして安全な環境を結び付けることで彼らは自らのコミュニティを守っているのである。

58. 先住民族の女性はコロナの感染を恐れて公共の保健センターに行きたがらないので、高まるケアへの必要を満たすために [文化に適した方法で出産に立ち会ってきた] 助産婦たちがこれまで以上に重要な役割をはたしている。

59. ニカラグアでは、呼吸器系の病を治療し、免疫システムを強化するために昔から用いられてきた植物やその根、そして先祖伝来のさまざまな知識を活用して病気を治してきている。そしてその結果、他と比べてコロナからそれほど重大な影響を被らなかったコミュニティもあることが報告されている⁶⁶⁾。

60. カナダではパンデミックを契機として、食料の配給と医療専門家へのリモートアクセスを含む [ブリティッシュコロンビア州政府との] 新たな積極的關係が構築された、とティルコティン・ネイション (Tsilhqot'in Nation) は報告している⁶⁷⁾。

64) Colectivo de Geografía Crítica del Ecuador and Land is Life; Cxhab Wala Kiwe-Asociación de Cabildos Indígenas del Norte del Cauca; Federación por la Autodeterminación de los Pueblos Indígenas; Organización Indígena de Antioquia; Almáciga; および Asia Indigenous Peoples Pact などの通信参照

65) Kapaeeng Foundation, "A rapid assessment report. The impact of COVID-19 on indigenous and tribal peoples in Bangladesh" (June 2020) p.9. 参照

66) Centro por la Justicia y Derechos Humanos de la Costa Atlántica de Nicaragua の提案参照

67) Tsilhqot'in Nation, p.79. の提案参照

61. タイではカレン族の人びと（Karen people）は儀式を行ったうえで村を閉鎖し、一切の外部者の入村をも認めていない。またバングラデシュのモロ族コミュニティ（Mro indigenous communities）は、村を閉鎖するために彼らの領域の入り口に竹のフェンス（khasur）を築いた⁶⁸⁾。

62. アメリカはさまざまな社会組織や知識、先住民族コミュニティの慣行を尊重しつつ、文化的に適した健康管理を実行しなければならない⁶⁹⁾。権利宣言第24条はこの点に関して、「1. 先住民族は、必要不可欠な医療用の動植物および鉱物の保存を含む、自らの 伝統医療および保健の実践を維持する権利を有する。先住民族である個人は、また、社会的および保健サービスをいかなる差別もなく利用する権利を有する。」と規定している（https://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf：2022年8月30日アクセス）。

B. 先住民族の知識の再活用と伝統的土地との再結合、そして伝統的な食料資源の復活

63. 復興に向けた努力において先住民族コミュニティは、健康と自然の関係に留意し、食料採取のような伝統的慣行に依拠し、また復活させている。持続可能な食料と森林に関する歴史的な知恵に依拠することで、先住民族は伝統的な教えの力強さと彼らと土地との結びつきを再認識している。人と人のあいだの距離を保つべしとの指針は、伝統的な慣行の復活と先住民族の慣習法と文化的知識の伝承をおすすめることで、彼らが土地とより強固に結びつくことを推進している。

64. 先住民族コミュニティに従来から存在してきた食料不足への懸念は、気候変動やパンデミックによるロックダウンによってさらに増大した。そこでコミュニティはコロナ禍の下でも食料と十分な栄養を保つために、食料管理ネットワークと伝統的な食料確保のシステムに依拠してその状況に対応している。ある報告書はつぎのように指摘している。「パンデミックによって加工食品を入手することができなくなったゆえにか、あるいは、それらを消費する習慣の見直し、あるいは、それらが健康におよぼす有害さのゆえのいずれかの理由から、伝統的な食物を重視するようになったことが記録されている。」⁷⁰⁾

65. アメリカの先住民族コミュニティが開始したコロナ救援のための土着の種子・食料管理プロジェクトにおいては、「先住民族の食料管理と伝統的な種子、食料や医療用の植物をふたたび利用しはじめた。パンデミックに対処し、長期的な健康と回復力を得るために…そのプロジェクトは、食料需要を満たすために家庭とコミュニティに菜園をつくることを促進・支援

68) Asia Indigenous Peoples Pact の提案参照

69) Inter-American Commission on Human Rights, resolution 4/2020, para. 17参照

70) Instituto de Pesquisa e Formação Indígena, p.10による提案参照

し、それらは新鮮な食料を提供している。』⁷¹⁾

66. ラテンアメリカでは若者が先住民族の知識やことばを活性化し、食料の安定を促進し、先祖伝来の領域を守ることを通じて、コロナ対策においてつぎのような重要な役割を担っている。すなわち彼らは、先住民族の医療に供する植物と伝統的な食料のための菜園をつくり；コロナにかかわる文化的に適した、世代を超えた情報を伝えるための資料を作成し；同じく文化的に適したマスクを配布したり先住民族のことばと知識をひろめるためのストリートアートを創造し；長老たちの知識を文字に表したり、先祖伝来の領域を守るための文化にかかわるマップを作製した。コロンビアの先住民族は、コロナからの復興と予防を支援する食料管理と慣習を促進するために、先祖伝来の慣行を強化している。パラグアイの先住民族の諸組織は、先住民族コミュニティによる保護区内の森林監視訓練のための政府諸機関と連携している。エクアドルとボリビア多民族国家（Plurinational State of Bolivia）の先住民族諸組織は、アマゾンのエコシステムを保存し、森林を伐採から守るために、伝統的な慣行に依拠する生活領域の復活のためのヌミプロジェクト（Numi project）の経験を活用し、推進している⁷²⁾。

C. 自己決定、自治、主権、そして国家形成の実行と拡大

67. 先住民族コミュニティは多くの場合、とくに国による立法が緩慢である場合に自らの自己決定権を行使し、主権を拡大するような方法でパンデミックに対処するための措置を生み出している。彼らは積極的に食料と物資を配給したり、先住民族の領域の境界を閉鎖してウイルスの流入を阻止するために観光を停止し、また彼らのコミュニティを守るためのさまざまな法的措置を実行している。

68. ラテンアメリカ全体において先住民族コミュニティや諸組織は領域の閉鎖をおし進め；荒地の開拓をはじめ；そして、食料と生活必需品を集積して配給している。たとえばエクアドルでは、都市部に居住する先住民族に野菜などの栽培セットを提供し、また、地方と都市のあいだの相互扶助のために、生産物を交換することを推進している⁷³⁾。

69. アメリカのナバホ・ネイション（Navajo Nation）のローカルなコミュニティのメンバーは、パンデミックゆえに居留地外の物品の備蓄庫が閉鎖された際に、寄贈された食料や燃料、

71) International Indian Treaty Council, “Covid-19 and indigenous peoples in North America”, p.4参照

72) Cxhab Wala Kiwe-Asociación de Cabildos Indígenas del Norte del Cauca; Federación por la Autodeterminación de los Pueblos Indígenas; Organización Indígena de Antioquia; Almaciga; and Colectivo de Geografía Crítica del Ecuador and Land is Life. による提案参照

73) Colectivo de Geografía Crítica del Ecuador and Land is Life への提案参照

その他の生活必需品を貧困家庭や高齢者に配布する試みをはじめた⁷⁴⁾。ケニヤではエンドロイス (Endorois) の女性がマスクや手指の消毒剤などをコミュニティのメンバーに配布した⁷⁵⁾。

70. 先住民族コミュニティは外部者の侵入を制限し、バリケードや衛生監視所、消毒所などを設けてコロナの侵入を防ぐことを試みている。しかしこれらのイニシアチブが政府機関の反対によって妨害されている場合も存在するといわれている。たとえば北米のある報告書は、ウイルスの蔓延を抑えるために先住民族の領域内の道路に設けられた監視所の活動を、訴訟提起や基金削減などを国がちらつかせて阻止しようとしていた、とのべている⁷⁶⁾。

71. ラテンアメリカの先住民族は、医療への平等なアクセスを獲得し、また彼らの領域内での大規模プロジェクトの展開に反対するために政治的、法的行動を起こしている。先住民族コミュニティはコロナ緊急対策を実施し、先住民族の自然環境の擁護者を擁護するために、さまざまな NGO や国際的なアクター、そして宗教団体などとも広く同盟を結んでいる。

72. 先住民族コミュニティと諸組織は、パンデミックの間に先住民族の女性に対して行われる暴力や差別に対抗するためのイニシアチブを推進している。ブラジルの Pelas Mulheres Indígenas は先住民族コミュニティにおける性暴力やフェミサイド (femicide) の事例、そして、ジェンダーにもとづく暴力や経済不況、自殺予防などに関するさまざまなことがらを報告している。

73. 先住民族コミュニティと諸組織は自ら孤立して居住している先住民族を保護する活動を行っている。エクアドルのワオラニ族 (Waorani) は、コロナの蔓延から Tagaeri と Taromenane の人びとを守るための予防的措置を行うことを要求した。またボリビア多民族国家の先住民族諸組織は、自ら孤立して居住している部族を保護するための他とは異なる措置を講じている。ブラジルの先住民族諸組織は、自ら孤立して居住している人びとや未開の人びとのために衛生監視所を設け、また先住民族に対して平等な医療へのアクセスを提供することを連邦政府に命ずる最高裁判決を勝ち取った⁷⁷⁾。

D. コロナに対する意識とワクチン接種キャンペーン

74. 世界中の先住民族コミュニティは、各国が提供しているコロナ情報の不十分さと、政府によるワクチン接種キャンペーンにかかわる教育、周知がなされていないことなどに反対する活動を行ってきている。彼らは、コロナ予防のためのアドバイスや治療措置、ワクチン接

74) International Indian Treaty Council, "Covid-19 and indigenous peoples in North America". 参照

75) OHCHR and Defenders Coalition, "Kenya: Leaving no one behind in the COVID-19 crisis" 参照

76) International Indian Treaty Council, "Covid-19 and indigenous peoples in North America" 参照

77) Colectivo de Geografía Crítica del Ecuador and Land is Life への提案参照

種情報などを周知させるために、文化を超えたさまざまな独自のコミュニケーション・プロジェクトを立ち上げている。ウイルスがもたらした自らの文化的アイデンティティと生存に対する危機を認識しつつ、ワクチン接種へのためらいとの闘いをも含めて、先住民族が十分な情報を得たうえで決定をなすことが確実にできるようにするために、創造的で、文化的に適した広範囲におよぶ教育関連のアプローチを構築してきている。

75. ラテンアメリカとアフリカ全体においてソーシャルメディアとコミュニティによるラジオ放送は、先住民族コミュニティ内でのコロナ情報の提供において重要な役割を担っており、彼らがニュースやさまざまな情報を得るための主たる手段となっている。エクアドルの先住民族は、コロナの予防措置を普及させるためのコミュニティ独自のラジオプログラムを立ち上げた。ペルーの Shipibo の先住民族によって実行されたイニシアチブは、地区の保健当局によって認められ、その他の部局と地域にも広げられた⁷⁸⁾。ボリビア多民族国家の Yuqui people は、彼ら自身の世界観を反映する [コロナ防止の] キャンペーンを行っている⁷⁹⁾。ベネズエラ・ボリビア共和国の先住民族組織は20の言語でコロナ情報を流し、予防マニュアルを配布している⁸⁰⁾。

76. ブラジルの先住民族諸組織は、ワクチンの効果と限界をコミュニティにつたえ、また誤った情報の拡散を阻止するために、バイリンガルでの印刷物やラジオ、ソーシャルメディア、その他の視聴覚手段を通じてメッセージを発信している。あるブラジルの先住民族のリーダーで、かつブラジルではじめてコロナワクチンを接種した先住民族のひとり、先住民族の医者とリーダーにワクチンの効果を説明させつつ、ワクチンに関する誤った情報と闘い、接種に関する人びとの懸念に対処するために、ソーシャルメディアを活用した⁸¹⁾。ケニアでは政府がコロナ情報を公用語で伝達し、それをさらに先住民族のラジオ局と民間団体が彼らのあいだに広めている⁸²⁾。

77. 北米の先住民族は、他の国ぐにとはことなるワクチン接種に関する独自の優先事項を定めている。チェロキーネイションは、一般人のメンバーと信頼されている医療専門家、そして伝統的なリーダーとのあいだでのリモート会議を組織することで、メンバーがワクチン接種

78) Radio Programas del Perú, “Ucayali: Replicarán experiencia del “Comando Matico” para luchar contra la COVID-19”, 1 June 2020.

79) Cxhab Wala Kiwe-Asociación de Cabildos Indígenas del Norte del Cauca; Federación por la Autodeterminación de los Pueblos Indígenas; Organización Indígena de Antioquia; および Almciga への提案参照

80) Colectivo de Geografía Crítica del Ecuador and Land is Life. への提案参照

81) Fabio Teixeira (Thomson Reuters Foundation), “Virus and fake news: Brazil indigenous leader fights on two fronts”, 28 January 2021参照

82) Ogiek Peoples’ Development Program, p.4への提案参照

に対する恐怖と懐疑と闘うようにうまく仕向けている⁸³⁾。ナバホネイションはアメリカの他の州に先駆けてワクチン接種を行った。すなわち、2021年4月までに90パーセント近くの人びとが少なくとも1回分接種し、また36パーセントは完全に接種済みである。またカナダの先住民族のいくつかの組織は、文化と関連するコロナ情報と、カナダの先住民族による／のための伝統的知識や癒しの慣行に必要な資源を提供するための仮想ハブ「医学を分かち合う」(Maad'ookiing Mshkiki) を共同で展開している⁸⁴⁾。

E. データの収集と分析

78. 先住民族の固有のニーズに合致し、また課題を理解したうえでの復興に向けた措置を実行するために不可欠のコロナに関するデータを収集していない場合に、自らでデータ収集を実行している先住民族コミュニティも存在する。大半の国ぐにの先住民族コミュニティは、メンバーである患者の現状を反映していないコロナ統計によって大きな不利益を被っている。それらのデータは、支援計画と、政府および先住民族組織によって実施される政策の有効性を評価することに関して、証拠にもとづき、十分な情報が与えられたうえで決定することを可能とする。

79. パラグアイの先住民族の組織は、先住民族コミュニティの保護と統制のための機構を強化するために、コロナウイルスの影響を被っている地区や領域に関するデータを収集、分析し、刊行しており、またさらに、危機的状況にあるコミュニティを支援することを政府機関に求めている⁸⁵⁾。ボリビア多民族国家、ブラジル、コロンビア、エクアドル、ペルー、そしてベネズエラ・ボリビア共和国は、データ収集と監視、内容更新、先住民族コミュニティへのコロナのインパクトの定期的な通知、コロナのデータに関する相互チェックのためのポータルの立ち上げ、そして健康システムへのアクセス情報の伝達、等々を行っている⁸⁶⁾。

80. 国全体のデータの利用に関して国立メキシコ先住民族研究所 (National Institute of Indigenous Peoples in Mexico) は、日毎と週毎でコロナ報告を行い、先住民族コミュニティの地域別の感染分布状況を示すマップを先住民族に提供するために、データを収集している⁸⁷⁾。

83) Caroline Radnofsky, Matteo Moschella and Corky Siemaszko (NBC), “Native Americans use culture and community to gain tribes’ trust in Covid vaccine”, 3 February 2021参照

84) Steve Inskeep (NPR), “At first wary of vaccine, Cherokee speaker says it safeguards language, culture”, 4 January 2021参照

85) Cxhab Wala Kiwe-Asociación de Cabildos Indígenas del Norte del Cauca; Federación por la Autodeterminación de los Pueblos Indígenas; and Organización Indígena de Antioquia への提案参照

86) Colectivo de Geografía Crítica del Ecuador and Land is Life への submission 参照

87) National Institute of Indigenous Peoples (Mexico) への submission 参照

81. ブラジル先住民族協会（Association of Indigenous Peoples of Brazil）は他の先住民族の団体とも共同して、とくに伝統的土地に居住する人びとや都市部に居住する人びとを含むデータを収集している⁸⁸⁾。ブラジルの先住民族組織は、都市部に居住する先住民族をも含めてパンデミックによって影響を被っている人びとの数に関するデータ収集と周知のための独自の監視、伝達システムを立ち上げている⁸⁹⁾。

VI. 結論と勧告

82. コロナからの復興段階では諸国家は、権利宣言と関連するその他の国際人権基準に依拠してなされたコミットメントに応じて、先住民族に対するさまざまな責務を果たさなければならない。復興とパンデミック後の諸決定において、文化的に適した復興事業を企画し、実行するに際して、先住民族の代表やリーダーおよび伝統的な諸機関が加わっていないとしない。

83. 現在のパンデミックから確実に復興し、将来起こりうる健康上のリスクに適切に備えるために、国は以下に提示した諸措置を行わなければならない。

84. 短期的には国は：

(a) 反ワクチンの誤った情報と闘ったり〔政府などに対する〕歴史的な不信感を取り除き、またさらに、文化やことばに関する決まりが順守され、情報が完全に伝わるようなワクチン接種プログラムの計画、実施において先住民族の諸組織やリーダーが加わること；

(b) 人権を尊重したうえでのコロナ対応や復興策を計画し、実施する前に、先住民族と協議し、事前の自由なインフォームド・コンセントを得ること；

(c) 牧畜や畜産、漁業、狩猟そして採取などの伝統的な経済活動ができなくなったことで、先住民族コミュニティに生じた収入の喪失を補填するために緊急の財政支援を行うこと；

(d) 医療施設への文化的に適したアクセスを確保し、検査や治療といったコロナ蔓延に対処するための、健康管理へのアクセスと必要な処置の提供に対するさまざまなバリア取り除くための有効策を講じること；

(e) 先住民族を対象としたワクチン接種策と健康指針が確実かつ文化的に適した彼ら自身のことばでなされること；

(f) 先住民族を含むすべての人びとに平等にワクチンを提供し、コロナワクチンへの平等なアクセスを提供するためのグローバルなイニシアチブたる COVAX のようなプログラムを支援すること；

88) Cultural Survival への提案参照

89) <https://emergenciaindigena.apiboficial.org> 参照

(g) ワクチン接種に関しては、先住民族の脆弱性ゆえに彼らを優先すること。その際、都市部や保護区・コミュニティ以外の地域に居住する人びと、また自ら孤立して居住している人びとや未開の人びと、遊牧・半遊牧民のコミュニティなど、特殊な状況を考慮するとともに彼らのアイデンティティを尊重すること；

(h) パンデミックによって増幅される、ジェンダーにもとづく暴力や児童虐待、精神疾患、依存症などに対処するためのさまざまな資源を増やし、社会安全のためのネットワークを拡張すること；

(i) 遠隔地に居住し、パンデミックの被害を被っている先住民族の生存を確かなものとするための緊急かつ実効的な措置を行うこと；

(j) コロナ復興期のあいだは先住民族の土地に影響をおよぼす採掘プロジェクトを停止させ、事前の自由なインフォームド・コンセントに対する彼らの権利を尊重すること；

(k) 先住民族の権利の擁護者を犯罪者とすることをやめ、先住民族をターゲットにした反テロ法を廃止すること；

(l) 土地や自己決定、そして事前の自由なインフォームド・コンセントなどに対する先住民族の権利を廃止するような立法を行わないこと；

(m) 土地に対する権利を確保し、先住民族と自然との密接な結びつきを承認する自然保護のためのアプローチを実行し、そして環境と天然資源に対する管理人として彼らに従事させるような措置を含んだ、国全体にわたる実効的なアプローチを採用すること；

(n) パンデミックに対する緊急プランや対策、復興に向けた措置においては、先住民族の自治と固有の管轄権を承認し、支援すること；

(o) パンデミックのあいだに先住民族に対して国および国以外のアクターによって加えられた暴力行為を今後は阻止し、捜査し、処罰すること。

85. 長期的には国は：

(a) 意識の向上と反レイシズムに向けた訓練を通じて、構造的で組織的な人種差別や、公的な健康管理システム、緊急対応計画などに内在しているバイアスを取り除くための措置を採用すること；

(b) パンデミックが先住民族の文化遺産と生活様式におよぼす長期的な諸帰結に関して、彼らと十分な話し合いを行うこと；

(c) コロナ復興策においては、教育や雇用、住宅、健康、その他の社会サービスなどに関して、パンデミックが先住民族におよぼした長期的な視野にかかわるニーズや財政的インパクトに確実に向けられること；

(d) 将来において決定をなすために必要なデータを収集し、先住民族コミュニティに関するつぎのようなデータを収集するための戦略を実行すること。すなわち、(i) コミュニティ自身が承認し、実行されたもの；(ii) 先住民族に対して著しい影響をおよぼしていることへのよりよい理解に資すること；そして (iii) 将来にわたって定期的かつ正確に更新し、保持す

ること。

(e) 先住民族の集団的な領域に関する権利の承認を前提にした、土地を基盤とする解決に焦点を当てつつ、先住民族の食料供給システムの回復力を強化し、支援するような、文化的に適した健康維持に不可欠な資源とともに、食料と栄養摂取の安定に向けられること；

(f) 携帯電話の電波塔の数を増やしたりインターネットへのアクセスをよりすすめ、また先住民族コミュニティのラジオ局を立ち上げること、等々を通じて、情報格差とテクノロジーのギャップを埋めるためのさまざまな措置を行うこと；

(g) 公的医療や社会福祉へのアクセス、そして雇用などにおけるジェンダーによる不平等をなくすためのさまざまな措置を実施すること；

(h) 先住民族のこゝと知識を将来世代に伝達し、また将来のパンデミックの発生を防止し、緩和する方法にかかわる知識の保持者として、女性の役割を強化するという政策を推し進めること；

(i) 健康に対する権利と、健康にかかわるプログラムの展開に積極的にかかわる権利を承認している権利宣言、とりわけ第21、22、23そして24条の内容を実現すること；

(j) 先住民族内部および先住民族間での相互援助に関するイニシアチブを支援すること。